

広島市長 秋葉忠利 殿

2007年度

広島市予算編成にあたっての要望書

2006年12月21日提出

日本共産党広島市会議員団

団長	皆川 恵史
幹事長	中森 辰一
副幹事長	中原ひろみ
	村上あつ子
	藤井とし子

## はじめに

小泉—安倍と続く自民・公明政権の下で、「大企業に減税、庶民には増税」という異常な逆立ち政治と社会保障の容赦ない削減が行われ、市民生活はかつてなく厳しい状況に置かれています。

こうした時こそ、「住民の福祉の増進」を基本とする地方自治体が、市民の暮らしを追い詰める国の悪政から市民を守る防波堤の役割を發揮しなければなりません。

2007年度(平成19年度)当初予算は、市長選挙前のため骨格予算となり、政策的予算は新市長の下で編成されることとなりますが、誰が市長になろうとも上記の自治体としての立場が貫かれるべきです。

今回掲げた121の要望項目は、いずれもわが党市議団に寄せられた市民の切実な願いに基づくものです。その実現のため、行政として真摯にご検討くださいますようお願いいたします。

## 目次

1 行財政改革 .....	3
2 子ども・教育 .....	4
保育園 / 学校 / 障害児 / 児童館・留守家庭子ども会	
3 障害者 .....	7
4 介護保険・高齢者 .....	7
5 国民健康保険 .....	8
6 生活保護 .....	9
7 医療 .....	9
8 雇用・経済・まちづくり .....	9
9 環境 .....	10
10 防災 .....	11
11 情報公開・入札制度 .....	12
12 旧湯来町関係 .....	12
13 平和・被爆者 .....	13

## 1 行財政改革

1. 大型公共事業については、将来の利用見通しを厳密に検討し、市民が納得できる説明ができない事業は中止すべきである。とりわけ広島高速5号線は、以下の理由から即刻中止すべきである。以下の項目について市の見解を求める。
  - (ア) 財政健全化の名の下で市民に様々な負担を求めているなか、市も特段の利用増を見込めていない高速5号線をあえて建設しなければならない理由を市民に説明しておらず、納得も得られていない。わが党が実施した市政アンケートでも、「平日の通勤でもバスの10分遅れは当たり前。7分短縮のために莫大な税金を使うのはおかしい」との声が寄せられている。
  - (イ) 高速5号線の整備と抱き合わせで地元の下水道や生活道路などの整備を持ち出し、沿線住民に事業への協力を求めるやり方は、関係住民の中に利権をめぐる対立を持ち込むものであり、行政がとるべき手段ではない。
2. 市は昨年度の回答で「限られた財源の中でも市にとって何を優先すべきかを十分に検討」するとしているが、本来は市民にとって何を優先すべきかという立場に立つべきである。わが党の実施した市政アンケートでは、負担増が強まる中で医療、福祉、教育の施策を充実してほしいという市民ニーズが顕著に表れている。しかし、依命通達で示されている「スクラップ&ビルド」では、各部署ごとに既存事業を見直さなければ新規・拡充事業の財源が確保できないという硬直的な予算編成に陥り、切実な市民ニーズに応えきれていないのが現状である。ムダな大型公共事業を見直して組織横断的に市民ニーズに応えるための予算枠を増やすことを強く求める。
3. 新球場建設および周辺整備にかかる財政負担については、次期財政健全化計画に支障のないようにすること。また、市民球場跡地利用についても同様とすること。
4. 指定管理者制度について
  - (ア) 指定管理者がコスト削減のために人件費をカットし、労働条件を切り下げることが制度導入前から懸念されていた。導入後の現場の労働条件はどうなっているか、不安定雇用の拡大や賃金引下げなどが起きていないかどうか報告を求める。
  - (イ) 施設利用者は、「市の施設」であることを信頼して施設を利用している。実際に管理運営しているのはどこなのか施設利用者にはわかるよう開示すること。
  - (ウ) 市は、市民サービスに重大な支障が生じたときは、指定管理者の業務停止または指定の取り消しを行うとしているが、埼玉県でのプール女児死亡事故のように人命にかかわる事故が起きた場合には取り返しがつかない。市は指定管理者に管理運営を「丸投げ」せず、万一の場合の責任区分を明確にしておくとともに、指定管理者に対する指導、監督のあり方を至急総点検すること。

## 2 子ども・教育

### 保育園

1. 公立保育所運営費が一般財源化されたが、広島市においては財政効率のみを優先することなく、子どもにかかる必要な予算を確保して保育行政を行うこと。
2. 待機児童の解消策は、公立保育園の新設を基本とすること。また、保護者から強い反対の声があがっている公立保育園の民間移管方針は白紙撤回すること。
3. 待機児童対策としての定員超過は、児童の発達保障を侵害する「詰め込み保育」を助長するものであり、速やかに改善すること。
4. 私立保育園職務奨励費は、国の私立保育所運営費だけでは認可基準を上回る運営が困難として市が独自に設けた公私間格差是正制度である。他の社会福祉施設職員との均衡を理由に削減せず、本来の目的に沿って充実すること。
5. 広島の子どもの命を守るため、公立私立すべての保育園の耐震化を進めること。せめて、私立保育園の耐震調査への補助制度をつくること。
6. 現在、国基準に基づいて3歳以上児の給食が副食のみとなっているが、夏場の衛生管理や冬場に配慮して完全給食とすること。また、その実現にむけた人的配置や炊飯器具の整備などにかかる経費について報告すること。
7. 12年前に公立保育園のスキムミルクは「輸入元のニュージーランドでは子牛しか口にしていないものを子どもに飲ませるのか」という論議を経て牛乳に切り替わった。私立園のスキムミルクも牛乳に切り替えること。
8. 保護者負担の一層の軽減を図るため、2人以上が通園する場合に保育料を半額または無料とする措置の所得制限を緩和すること。
9. 子どもたちの夏場の大きな楽しみであるプール遊びにかかる水道費を園に補助すること。
10. 認可外保育所は、認可園を希望しても入れない、あるいは認可園では対応できない時間帯の保育という利用ニーズに対応するものとして、市もその補完的役割を認めている。施設運営への補助を検討し、せめて、待機児童(認可園に入れず、やむを得ず認可外保育所に通園)とされる児童の保育料については軽減措置を講じること。
11. 認定こども園については、その保育内容や施設の条件が現行の国基準を下回らないこと。また、保育所と保護者との「直接契約」および施設ごとの「保育料自由設定」のもとで、保護者が払えるお金によって子どもが受ける保育に格差が生じることのないようにすること。

### 学校

1. 「少人数教育推進のための段階的プラン・中間まとめ」は、現在、小学1・2年に導入されている

る35人学級を08年度から順次、他の学年(中学2・3年除く)に拡大することを打ち出しているが、請願も出ているように市民の願いは30人以下学級である。全ての小・中学校の全学年で30人以下学級を早急に実現すること。

2. 川崎市の「子どもの権利に関する条例」のように、「児童の権利に関する条約」の趣旨を反映した「子どもの権利条例」を制定すること。
3. 平和教育推進のための予算を増やすこと。特に平和資料館の見学については、「義務教育の間に一度は行くように」との各校への指導を改め、事前学習も含めて予算を確保すること。
4. 2学期制については、モデル校での実施結果を十分検証し、導入を前提とした各校への押し付けをしないこと。
5. 中学校の学校選択制については、市教育委員会も「一部の学校で生徒の減少が多い」ことを認めている。「人気校」「不人気校」の二極化・固定化がこれ以上深刻になる前に制度を見直すこと。
6. 小学校への学校選択制の方針は白紙撤回し、通学距離などの課題は現行の「指定学校変更許可基準」で対応すること。
7. 食育の充実のため、全ての小・中学校に栄養士(学校栄養職員)を配置すること。また、そのためにかかる費用を明らかにすること。
8. 中学校のデリバリー給食は大半の生徒がアンケートで「冷たくておいしくない」と答え、申込率は48.9%と低く、残食率は23.6%と高い(05年度)。デリバリー方式を自校調理方式に見直し、あたたかい給食で豊かな人間性を育む食育を実践すること。
9. 給食の食材は地産地消に努めること。また、近隣農家や市が育成する新規就農者などからの食材調達を広げるため、地域の特徴を生かした各校独自の献立の日を設けること。
10. 今年9月、東京地裁は、学校現場に「日の丸・君が代」を強制する東京都教育委員会の通達について違憲判決を下し、学習指導要領の国旗・国家条項についても、これを理由に義務を負わせることはできないと判断した。政府自身も、1999年の「国旗・国家法」の審議のなかで野中官房長官が述べた「式典において起立・斉唱する自由もあれば、しない自由もある」との答弁を維持するとしている。学校現場への「日の丸・君が代」の押し付けをやめ、職務命令による教職員への強要や処分をしないこと。
11. 「教育の機会均等」を保障するため、経済的に学生を支える市独自の奨学金制度を創設すること。

## 障害児

1. 保育園に通園する重度の障害児には「1クラス2人までごとに8時間の臨時保育士」、中程度までの障害児には「1人につき4時間の臨時保育士」が加配されているが、いずれも障害児にきめ細かく対応することは難しい。障害の程度を問わず、保育園に通園する全ての障害児に

「8時間対応の正規職員」を加配すること。

2. 子どもの状況に応じて、知的障害児通園施設に言語治療士を加配し、肢体不自由児通園施設に言語治療士・理学療法士を増員すること。
3. 市こども療育センター、西部こども療育センター、北部こども療育センターに理学療法士を増員すること。
4. 広島市発達障害者支援センターに専門の小児科医を配置すること。
5. 市立養護学校の建て替えは、当初計画していた2010年4月開校を目指し、遅くとも教育長が議会で明言した2010年9月開校とすること。また、建て替えを遅らせないためにも大規模用地の取得にこだわらず、高等部の分離増設などを検討すること。
6. 今年度創設された「障害児いきいき活動事業」は、土曜日（県立除く）と夏休みなどの長期休業中に学校内で活動の場を提供するものとして評価できるが、1回あたり200円の利用者負担がある。健常児の留守家庭子ども会（学童保育）と同様、無料にすること。
7. 今年10月からの障害児施設の利用者負担増に対し、市は独自に軽減措置を講じているが、それでも従来の2倍以上の負担になる家庭がある。国の利用者負担見直しによって浮く財源を市の軽減措置の拡充にあてること。また、負担増による利用抑制などの実態を早急に調査すること。

## 児童館・留守家庭子ども会

1. 留守家庭子ども会の入会希望者が多く、新1年生の入会を優先すると2・3年生が脱会せざるを得ないところもある。希望者全員が入会できるよう、必要な新・増設をおこなうこと。
2. 留守家庭子ども会の通常の開会を午後6時まで（現在5時まで）とし、長期休業中は午前8時30分から（現在9時から）とすること。
3. 児童館には指定管理者制度を導入せず、公設公営を守って正規職員でおこなうこと。
4. 児童館および留守家庭子ども会に冷暖房装置を設置すること。
5. 市は1小学校区に児童館を1館整備する方針だが、財政事情を理由に37校区で未整備である。児童館整備を急ぐとともに、未整備学区で実施されている「放課後プレイスクール」事業（3校）にも児童館同様に財政的支援をすること。
6. 市は、国が創設した「放課後子どもプラン」について「総合的放課後対策あり方検討委員会」の市民委員を募集されたが、学童保育関係者や地域、保護者、子どもたちの意見を十分取り入れるよう努めること。

### 3 障害者

1. 障害者自立支援法が障害者福祉に持ち込んだ「応益負担」により、大幅な利用者負担増、相次ぐ施設退所、サービス利用の手控え、施設経営を大本からゆるがす報酬の激減など、障害者の「自立」に全く逆行する事態となっている。広島市として国に対し、「応益負担」が招いたこれらの事態の全国調査を早急に行い、「応益負担」を撤回するよう申し入れること。
2. 低所得者への3年限りの激変緩和措置である市独自の「福祉サービス利用者負担助成」については、障害者の負担が年々増えることがないよう恒常的な助成に見直すこと。
3. 報酬の見直しで急激な減収に陥っている通所・通園施設の実態調査を急ぎ、施設存続のための支援策を講じること。また、報酬引き上げを国に求めること。
4. 病院内での車いすガイドヘルパー利用制度について市独自の対策を検討すること。
5. 重度障害者福祉タクシー利用助成(福祉タクシー券)は、郊外に在住の方の市中心部への外出回数を増やすという観点からも、「1回の乗車に1枚限り」という現行の利用枠を拡大する方向で見直すこと。
6. 道路の福祉環境整備(バリアフリー)は年々執行額が減少し、2005年度の執行額は4年前の6割にも満たない水準まで激減している。「市公共施設福祉環境整備要綱」や「福祉のまちづくり環境整備事業」の予算を増やしてバリアフリー化を推進すること。
7. 政府がもくろむ障害者福祉と介護保険の統合は、負担増となる若い世代に不安定雇用が広がっている情勢をみても、滞納や制度の空洞化を招くばかりか、障害者にもサービス水準の低下や負担増を押しつけることになる。障害者福祉と介護保険を統合しないよう国に申し入れること。

### 4 介護保険・高齢者

1. 国の税制改悪と今年度からの新たな介護保険料設定(8段階化)により、広島市では収入が増えていないのに保険料が上がる高齢者が約2万8千人(高齢者全体の約15%)もいる。低所得層の負担軽減のためにも、これらの高齢者の保険料を3年間で段階的に引き上げる市の激変緩和措置を恒常的なものに見直し、今以上に保険料を引き上げないこと。
2. 保険料減免について国が示している「3原則」に市町村が従う法的義務はなく、現に定率負担(12.5%)を超えた一般財源の繰り入れで保険料引き上げ幅を抑えた市町村もある。従来、一般財源で行われてきた介護予防などの福祉事業を「地域支援事業」として介護保険に吸収したことも保険料引き上げの一因となっている。市独自の保険料・利用料の軽減措置の財源として一般財源を繰り入れること。
3. 市独自に低所得者の利用者負担を軽減すること。

4. 居住費、滞在費、食費を保険適用とするよう国に求めること。
5. 新予防給付(要支援1、要支援2)の方が、必要なサービス(訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション)の利用を制限されないようにすること。
6. 軽度認定(要支援1・2、要介護1)の方が、福祉用具貸与の利用を制限されないよう国に求めるとともに、市独自の助成制度を創設すること。
7. 国庫負担割合を現在の25%から介護保険導入前の50%に引き上げるよう国に強く求めること。せめて、全国市長会や全国町村会などが要望している「国庫負担30%」を早急に実現するよう、他都市とも連携して強力に国に働きかけること。
8. 被爆者の介護費用については、国家補償の立場で特別な財政措置を講じるよう、引き続き国に求めること。
9. 特別養護老人ホームの入所待機者を解消するため、特養ホームの大幅な増設計画をたてること。また、入所待機者の拡大悪化に拍車をかける療養病床の削減をしないよう国に申し入れること。
10. 配食サービスは行政評価結果でも実績が目標を大きく上回っており、利用ニーズが非常に高い。現状の月～金の週5日だけでなく土・日も利用できるようにし、今年度100円引き上げられた利用者負担を元の400円に戻すこと。また、そのために必要な予算を示すこと。
11. 中層の市営住宅におけるエレベーター設置や住戸の段差解消などバリアフリー化の予算を増やすこと。特に階段室型市営住宅については、エレベーター設置と併せて高齢者世帯の1階への住み替えを早急に進めること。
12. 所得税・住民税の「障害者控除」制度について、要介護認定者に個別に郵送で周知すること。また、区ごとの障害者控除対象者認定申請者数(2005年度実績)を示すこと。

## 5 国民健康保険

1. 保険料滞納に対する保険証の取り上げ(資格証発行)については、政府も国会で「特別な事情」で支払う能力がない場合は取り上げないとしている。広島市も資格証では受診抑制が働くとの見解を示している。資格証になったがために必要な医療が受けられなくなるという事態が起きないように、支払う能力があるのに払わない「悪質な滞納者」以外には資格証を発行しないこと。
2. 医療費の一部負担金減免制度を現行どおり継続すること。
3. 国保料の申請減免制度は、「突発的な理由による所得減少世帯に対する措置」ということに固執せず、「前年所得よりも3割以上減少」という所得要件をなくして元の運用に戻すこと。
4. 収納率の向上のためにも、一般会計から国保会計への繰入を増やし、生活実態に見合った「払える水準」まで保険料を引き下げること。また、県にも増額を強く要求すること。

## 6 生活保護

1. ケースワーカー1人当たりの担当世帯数は、依然として国標準の80世帯を超えている(2006年4月現在で平均88世帯)。福祉の現場にふさわしい人材を育成する研修を行い、国標準を満たすようケースワーカーを増やすこと。
2. 申請用紙をなかなか渡さなかったり、申請希望者の人格を傷つける言動をとるなど、生活保護の申請権を妨げる窓口対応が後を絶たない。申請権を保障するためにも申請用紙を窓口に置くこと。
3. 窓口に訪れた人の「申請の意思」が確認できれば、申請手続きについて適切な援助を行い、申請を受理するよう窓口への指導を徹底すること。
4. 被保護者に対し、辞退届を書くよう強要しないこと。
5. 被保護者に対し、本人の健康状態や年齢、家庭の状況などを無視した「無理な就労指導」を行わないこと。

## 7 医療

1. 小児科医の不足が一層深刻さを増している。子どもたちの命と健康を守る小児科医を養成し、小児医療水準を引き上げるために公立のこども専門病院をつくること。
2. 広島市の子ども人口が減るなか、安佐地域(安佐南区・安佐北区)の子ども人口は増加している。市内唯一の24時間体制をとる舟入病院への小児夜間救急患者の集中を解消するためにも、一刻も早く安佐地域に小児夜間救急医療体制を整えること。
3. 乳幼児医療費補助制度は2004年10月に「通院・入院とも就学前」まで対象が拡大されたが、同時に初診料500円の自己負担が導入され、それまで無料だった「3歳児までの通院」にも自己負担が生じている。全ての乳幼児がいつでも安心して医療を受けられるよう、就学前の小児医療費を完全無料化し、また小学校低学年までの小児医療費にも補助を行うこと。
4. 健診率を高めるためにも、健康診査・がん検診の自己負担を軽減する制度をつくること。

## 8 雇用・経済・まちづくり

1. 今年度創設された「広島市住宅耐震診断補助制度」は、1981年(昭和56年)以前に建築された木造戸建住宅のほか、分譲マンションも補助対象としている点で画期的である。住宅の耐震化をより促進し、かつ地場経済の活性化に貢献するために、他都市で実施されている耐震設計・耐震改修に対する補助制度を創設すること。

2. 広島市の経済が将来にわたり持続的に発展していくためにも、広島市は企業・経済界に対し、青年の就職希望者を正規雇用で雇い入れるよう働きかけを強めること。
3. 青年を雇用した市内中小企業への支援制度を創設すること。
4. 不安定雇用が広がるなか、都道府県や労働局が、賃金未払い、解雇、労働条件切り下げなどへの対処をまとめた「働く者の権利」を小冊子にして普及する取り組みが広がっている。広島市としても青年向けに分かりやすいパンフレットを作成し普及すること。少なくとも、現在、広島労働局が作製している「事業場で働くみなさまへ ご存知ですか あなたの労働条件」を広く普及するよう努めること。
5. マンション建設によって既存の街並みや調和が壊されないよう、市独自の「日影規制条例」を制定し、建築物の高さを規制すること。また、土地利用の実態調査結果および現行の日影対象地域の検証結果について明らかにすること。
6. 「広島市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例」の実効力を高めるため、第5条の「良好な近隣関係を保持するよう努めなければならない」との建築主等の努力規定を、「保持しなければならない」との義務規定に見直すこと。
7. 大型店の進出にあたっては、既存商店街および周辺生活環境への影響を評価し、その結果を公表すること。
8. 「福島県商業まちづくりの推進に関する条例」を研究し、大型店の無秩序な進出を規制できる条例を検討すること。
9. 大型店の「無責任な撤退」による商業・雇用の空洞化が社会問題となっている。進出を計画する大型店に対し、撤退後の「空き店舗対策」「従業員の雇用対策」などを事前に提出させるしくみをつくること。

## 9 環境

1. 「110万人のごみゼロ宣言」のごみ減量プログラムを市民、事業者ぐるみで推進する一環として、「ゼロエミッションシティ推進協議会」「パートナーシップ運営委員会」の取組状況を随時、市民にわかりやすく情報提供すること。また、同プログラムの推進にあたっては市が強力なリーダーシップを発揮すること。
2. 安佐南焼却工場の建替え規模は、現在の減量プログラムの達成状況(2008年度)を踏まえた2009年度以降の「新たな減量目標」に基づいて見極めること。2009年度以降のごみ量推計が「横ばい」となっている現在の減量プログラムの下で同工場の建替え規模を決定することは、ゼロエミッションを実現しようとする姿勢と根本的に矛盾する。
3. 可燃ごみの3割を占める生ごみの資源化を早急に進めること。とりわけ、家庭系生ごみと比べて取り組みが遅れている事業系生ごみについては、公共が関与する手法も含め、資源化へ

の道筋を早急に検討すること。

4. 中国電力による太田川水系からの毎秒50トンの取水を見直さない限り、太田川の再生は無い。「太田川再生プロジェクト検討委員会」では結論を急がず、太田川水系全域にわたり、水量の確保も含めて検討すること。
5. 太田川の水資源を守るためにも細見谷林道の建設中止を国に申し入れること。
6. 出島の産業廃棄物処分場は、県と地元住民団体との間で締結された「環境保全基本協定」において「廃棄物受入の計画期間は、受入開始から10年間とする。」とされているが、受入期間の延長を危惧する住民感情に照らし、「11年目以降は受け入れない」ことを同協定に盛り込むよう市として働きかけること。
7. 産業廃棄物は、排出者責任を徹底して県の減量目標を達成すれば埋立容量は半分で済む。県の減量目標に合わせて出島の産業廃棄物処分場の規模を縮小するよう、あらためて県に働きかけること。
8. 市内のある大手量販店で営業時間中、「封じ込め」された吹付けアスベストの一部が天井から落下するなど、アスベスト飛散は建物解体時だけの問題ではない。市の「アスベスト飛散防止監視事業」の監視対象を不特定多数が出入りする民間建物にも拡大し、必要に応じて立ち入り調査、アスベスト濃度の測定をおこなえるようにすること。
9. アスベスト飛散による市民の健康障害を未然に防ぐための市独自の条例をつくり、「アスベスト飛散防止監視事業」による建築物所有者への指導監督権限を強化し、同事業の実効力を高めること。
10. 民間建物の吹付けアスベストの除去費用に対する市独自の補助制度を創設し、国の補助制度を広島市でも使えるようにすること。

## 10 防災

1. 台風14号(2005年)被害の実態をふまえ、災害復旧を期限を決めて急ぐこと。また、太田川、水内川、八幡川の浚渫および老朽護岸・堤防の改修を早急に行い、その実施状況を明らかにすること。
2. 自然排水地域を早急に解消すること。また、台風14号で浸水した矢口、長東地区などについては、同地区の排水ポンプ施設を管理する国、県に対し、ポンプ能力増強を求めること。
3. 非常災害時には屋内運動場に加え校舎も避難場所となる。全ての校舎の耐震調査を遅くとも5年以内に完了し、必要な耐震補強工事を速やかに行うこと。
4. 災害対策本部は災害応急対策が完了した後も、被災した市民感情に配慮してその廃止には慎重に対応すること。また同本部廃止後、被災者の生活復旧支援に速やかに移行するために「支援対策本部」(仮称)を設置し、支援体制や相談窓口を確保すること。

## 11 情報公開・入札制度

1. 「静ひつな採択環境を確保する」との理由で教科書選定委員会は非公開となっているが、市民が傍聴すれば「静ひつな採択環境が確保できない」という理屈は市民との信頼関係を壊しかねない。市として市民との信頼関係を醸成する姿勢を貫き、教科書選定委員会を全面公開とすること。
2. 公共事業の入札制度はコンサルタントへの業務委託も含め、早期に指名競争入札制度を全廃し、全て一般競争入札とすること。
3. 市長は政務調査費の交付権者として、その用途の透明性を確保すること。

## 12 旧湯来町関係

1. 旧湯来町のごみ最終処分場計画は、あくまでも地元住民の合意を前提とし、強引に進めないこと。
2. 湯来町に建設された化製場については、飲料水を含め、環境を悪化させることのないよう近隣住民の意見を聞いて厳しく監視すること。
3. 被災箇所への復旧が遅れていたために、新たな台風の襲来で被害が拡大する事態が起きている。重要なライフラインである道路の被災箇所は期限を決めて早急に復旧すること。
4. 水内川は川床に大量の土砂が堆積し、堤防も老朽化(50年以上)によっていたる所が昨年と今年の災害で決壊した。土砂の浚渫と堤防の改良工事を計画的に実施するよう県と国へ要請すること。
5. 高齢化や担い手の減少による中山間地域の耕作放棄地の拡大は、水源涵養や洪水防止など防災機能を損なうだけでなく、広島市の地産地消政策にも影を落とすものである。生産意欲を維持・向上させる農業振興策として、国庫補助の対象とならない40万円未満の農地災害復旧への補助制度を創設すること。
6. 本市の依頼により運行されている路線バスについては、地域住民の要望を聞く機会を設け、必要とされている増便や運行系統の見直しをすること。
7. 旧湯来町の医療体制については、地元医師会と協議して必要な医療体制を確保できるようとりくむこと。
8. 合併に伴う旧湯来町内の業者の経営環境の激変緩和のため、一定の条件に該当すれば町内の施行工事に限り、発注標準に定めた額未満の工事にも参加可能とする特例措置の期間を延長すること。
9. 有害鳥獣対策に引き続き取り組むこと。
10. 現行制度も活用し、遊休農地を広く市民のために有効活用すること。
11. 広島市・湯来町合併建設計画は「公共的施設の統合整備」で、「住民の利便性を確保し、生

活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮するとともに、地域の特性やバランスを考慮」するとしている。山間地で高齢化が進む地域の特性に配慮し、住民の要望が強い「訃報・葬儀のお知らせ」を町内放送で流すこと。

12. 広い地域に保育園が2園しかなく、交通の便も悪く、保護者の出勤時刻も市内と比べて早いという地域事情を考慮し、児童の安全面に十分配慮した方法で保育園の送迎バスを復活させること。

### 13 平和・被爆者

1. 国は夜間離着陸訓練(NLP)などの恒常的施設について、岩国基地から約180キロ圏外で移転先を選定する方針を固めたとされているが、戦争に加担するために提供する土地は日本のどこにもない。米軍の基地機能移転に反対し具体的行動をとること。
2. 市内での米軍機低空飛行目撃件数は、03年度は1件だったものが05年度は21件と急増している。県と連携するとともに、市としても政府、米国に対し訓練の中止を強く要請すること。
3. 広島港への外国軍艦の入港禁止を関係諸機関、特に港湾管理者である県に申し入れること。
4. 全国に広がる原爆症認定集団訴訟では、「内部被爆による影響は無視できない」との司法判断が相次いで下されている。黒い雨指定地域を実態に即したものとするため、改めて広範囲にわたる調査を行い、せめて現行の宇田降雨図の小雨地域はすぐに地域指定するよう国に強く働きかけること。
5. 「内部被爆の影響は無視できない」とした原爆症認定集団訴訟の判決を重んじ、被爆者の救護にあたった母親に「背負われていた子」は認定され、「そばにいた子」は認定されないという科学的根拠のない現行の3号被爆者の認定基準を早急に見直すこと。
6. 旧広大理学部1号館をはじめ全ての被爆遺跡の保存と被爆実相の継承については、建物所有者の財産権を尊重しつつ行政が責任を持って貴重な被爆遺跡を守れるよう「被爆遺跡保存条例」を制定すること。
7. 被爆建物である元大正屋呉服店(現レストハウス)を保存することを表明し、その保存活用方針を明らかにすること。
8. 被爆前の平和公園周辺の街並みの様子が来訪者にすぐわかるよう、当時の街割りや市民生活の様子がわかる説明板を公園正面及び元安橋付近に設置すること。
9. 原爆ドームのバッファゾーンの景観を守るため、建物の高さを規制する条例を制定すること。

以上